

令和3年6月15日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校
校長 寶田 康彦
保健体育科

本校における水泳授業について

皆さまには、新型コロナウイルスの感染状況により、様々な観点から心配をされていることと思います。そうした中、本校における水泳授業について質問等をいただいております。

そこで、水泳授業の実施にあたり、本校の水泳授業についての考え方と感染対策等についてお示しすることで、皆さまにより一層のご理解を得られればと考えております。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 水泳授業について

水泳については、夏場における気温の上昇、さらに、運動活動による体温の上昇が起こる中、気温よりも確実に低い温度での運動活動であり、身体に付着した水や汗の蒸発により気化熱を奪いやすい状況にあることから、体温の上昇を抑制しやすい状況での運動が可能となります。

そうした状況を踏まえ、本校においても、夏場の学習活動の一つとして水泳授業を実施することで、様々な泳法の習得を通じ、生徒の基礎的な運動能力と心肺機能の向上を図っております。

泳ぐことの楽しさを味わうことと共に、水泳での事故防止に関する心得や救助の仕方と留意点等、健康・安全に対する理解を深めることも重要です。

さらに、水中での運動であることから、浮力により筋肉や関節等への負担が軽減できるという効果もあり、水泳は無理なくバランスよく身体機能の向上を図ることができる学習活動であると捉えております。

水泳授業については、府教育庁が作成した「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル ～学校での教育活動を行うにあたって～」(令和2年12月25日改訂版)によりますと、次のように示されております。

水泳の授業については、「学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合において、水中感染のリスクは低く授業の実施は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じること。

2 感染対策について

上記の基本的な考え方をもとに、本校のプールの設備上の状況に応じて、以下のとおり対策を講じております。

(1) プール水の遊離残留塩素濃度の管理

基準の濃度となるように学校薬剤師による定期的な測定に加え、授業前にも測定し管理しています。

(2) 生徒どうしの間隔をあける

集合・点呼時、活動中を含め不必要な会話や発声を行わないこととし、準備運動時はプールサイドを広く活用し間隔をとる、泳順を待つ際やプール内においても間隔をあけるように工夫しています。

(3) 更衣室での「密」回避に向けて

① 更衣室の環境整備

更衣室の換気を図るためには、単に窓や扉を開放することだけではなく、プライバシーの確保も必要となります。

そのため、昨年度、更衣室入口の通路に面するブロック塀撤去に伴い、無数の細かい通気口のあるパネル塀に改修することで、プライバシー保護に加え風通しにも配慮しました。あわせて、更衣室内の換気扇の作動に加え、南北両面にある窓及び扉面に長尺のカーテンを新たに設置することで、換気とプライバシー保護を図っています。

② 更衣室の利用について

水泳授業は男女別に展開しています。更衣室は2室あり、1室あたり56人分のロッカーが設置されていますが、従来から密を防止するため2室に分けて利用することで、今年度、講座によって1室あたり男子は15人から20人、女子は20人から25人が使用します。

特に、女子の水泳授業時には、2人体制の指導者のうち少なくとも1名は女性教員とし、更衣中には私語をせず、速やかに更衣を済ますよう更衣室内でも指導しています。

3 その他

本校としましては、感染対策に向けて可能な限り環境整備と指導の徹底を図っておりますが、生徒の皆さんのより一層の自覚と協力が必要です。

上記のことに加え、タオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう、私物の管理と利用についても徹底してください。

その他、水泳授業については、新型コロナウイルスの感染への心配等による事情をお聞きした上で可能な限り対応するよう努めております。相談等がございましたら、授業担当教員や担任、以下の問合せ先にご相談ください。

<連絡・問合せ先> 電話 072-987-3302 教頭 鈴木 勇